

八千代市告示第117号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成15年12月23日から効力を生ずる。)

平成15年12月15日

八千代市長 豊田俊郎

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
上高野	新林	村上	黒沢池上	2,038の16 2,038の24 2,074の1 2,123の1の内 2,127の1~2,127の4
村上	黒沢池上	上高野	新林	1,192の内 1,193の22の内

上記の土地の表示は、平成15年7月15日現在の土地登記簿謄本によるものである。